省令

○総務省令第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（空中線電力の表示） **第四条の四**　空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。	（空中線電力の表示） **第四条の四**　空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
A～C	［略］	［略］
D		(1)　インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型及びインマルサットBGAN型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力（pY）
		(2)　略
F～V		［略］

［2・3　略］

（特定無線局の対象とする無線局）

第十五条の二　法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

［一～七　略］

七の二　設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

八　［略］

九　［略］

［2　略］

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
A～C	［同上］	［同上］
D		(1)　インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型、インマルサットF型及びインマルサットBGAN型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力（pY）
		(2)　同上
F～V		［同上］

［2・3　同上］

（特定無線局の対象とする無線局）

第十五条の二　法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

八　設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

九　［同上］

十　［同上］

［2　同上］